二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施に関すること（環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。）。

三　気象、地象及び水象に関する観測の成果及び情報の速報に関すること。

四　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象測器その他の測器の保守及び管理の実施に関すること（環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。）。

（観測整備計画課の所掌事務）

**第十八条**　観測整備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）に関する情報の収集及び発表に関すること（気候情報課及び環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。）。

三　気象測器その他の測器に関すること（地震火山部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

（気候情報課の所掌事務）

**第十九条**　気候情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候の予報に関すること（情報基盤部の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げる事務に関し必要な地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に関すること。

三　気候に関する情報の収集及び発表に関すること。

（新設）

（環境・海洋気象課の所掌事務）

**第二十条**　環境・海洋気象課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大気の汚染に関連する気象、海面水温並びに海流及び海氷の状況の予報に関すること（情報基盤部及び気候情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　海上気象、海水象、大気中におけるオゾンの分布及び温室効果ガスの濃度その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす気象（以下「地球的規模の気象」という。）並びに南極地域における気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

三　海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

四　海水象並びに地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する気象測器その他の測器に関すること（業務課の所掌に属するものを除く。）。

**第四款**　地震火山部

（地震火山部に置く課）

**第二十一条**　地震火山部に、次の四課を置く。

管理課

地震津波監視課

火山監視課

地震火山技術・調査課

（管理課の所掌事務）

**第二十二条**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地震火山部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報の伝達の組織及び方法に関すること。

三　地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

四　地震、火山現象及び地動に関する測器の需給計画に関すること。

（新設）

**第四款**　地震火山部

（地震火山部に置く課）

**第十八条**　地震火山部に、次の四課を置く。

管理課

地震津波監視課

地震予知情報課

火山課

（管理課の所掌事務）

**第十九条**　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地震火山部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　地震動及び津波の予報及び警報に関すること（地震津波監視課及び地震予知情報課の所掌に属するものを除く。）。

三　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（地震津波監視課及び地震予知情報課の所掌に属するものを除く。）。